

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 総務課	
不利益処分名	消防事務手数料の免除（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱）の取消し	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第10条第1項ただし書	
連 絡 先	(電話621-5364)	
処 分 基 準	基 準	<p>市長は、震災等の発生に伴う災害応急対策のために、消防法第10条第1項ただし書の規定による指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合で、次のいずれかに該当するときは、免除承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 虚偽の申請により免除を受けていることが判明したとき。</p> <p>(2) 震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱の消防事務手数料の免除に関する要綱第2条に規定する事由に該当しなくなったとき。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和3年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）